

令和 6 年度重点的に取組む事項について

令和6年度 第1回全国健康保険協会沖縄支部評議会
(令和6年7月22日)

➤ 令和6年度重点的に取組む事項について(業務グループ)

1. 柔道整復施術療養費申請書について、多部位・頻回受診者への患者照会等の実施

【取組内容】

- (1) 2部位かつ10日以上を受診者に対し照会を行い、施術内容の確認及び適正受診の周知を行う。
- (2) 3部位以上、頻回受診者が多い施術所への啓発文書を送付する。
- (3) 自己施術や自家施術に対し、償還払い注意喚起通知を送付する。
- (4) 不正が疑われる施術所に対し、面接確認委員会による面接確認を実施する。

2. 被扶養者資格再確認業務

【取組内容】

令和6年度の被扶養者資格再確認業務においては、昨年度に引き続き、被保険者と別居している者、および海外在住(国内に住民票がない)者等に対し、確認書類の提出を求めることとします。

- (1) マイナンバー情報を活用した被扶養者資格確認を実施する。
- (2) 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所に対し本部からの提出勧奨(ハガキ)と併せ、支部独自で外部業者による電話勧奨を実施する。
- (3) 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

実施期間

- ① リスト送付時期 令和6年度10月上旬～10月下旬(予定)
- ② リスト提出期限 令和6年11月29日(金)

3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 ※周知・広報

【取組内容】

- (1) マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。

➤ 令和6年度重点的に取組む事項について(レセプトグループ)

1. 債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

【取組内容】

- (1) 保険証未返納者に対する10営業日以内の文書催告、電話催告の実施
- (2) 未返納者の多い事業所への文書等による、資格喪失時の保険証早期回収の周知徹底
- (3) 協会けんぽ等への保険証の返却が遅い事業所・社会保険労務士への保険証早期返却協力依頼
※但し、(1)(2)(3)は令和6年12月2日の保険証廃止までの取り組み
- (4) 返納金債権の早期回収及び保険者間調整の積極的な活用
- (5) 費用対効果を踏まえた法的手続きを実施

2. 効果的なレセプト内容点検の推進

【取組内容】

- (1) 他支部での再審査結果(査定事例)を参考にして、システムによる自動点検のためのメンテナンスを常時実施、効率的な点検を推進する。
- (2) レセプト点検員と担当職員との面談を毎月実施し、点検員個々の能力把握に努める。また、目標達成に向けての課題や進捗状況を共有し、研修等を通じた点検員のスキルアップを促し、レセプト点検の質的向上を図る。

➤ 令和6年度重点的に取組む事項について(保健グループ)

1. 健診関係

【取組内容】

(1) 事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えの推進【事業所・被保険者への働きかけ】

生活習慣病予防健診について、付加健診の対象年齢が拡大されたこと及び昨年度自己負担が軽減されたことから、関係機関と連携した広報や受診勧奨の取り組みを行い、実施率の向上を図る。また、事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えを推進する。

さらに、受け皿となる健診機関の拡大に向けた取り組みを行う。

(2) 事業者健診結果データ提供の推進【事業所等への働きかけ】

外部委託により取得勧奨を強化するほか、沖縄労働局との連名通知を発送するなど関係機関と連携を図り、事業者健診結果データ提供の向上を図る。また、健診機関との事業者健診結果データ提供に係る契約締結を推進し、健診機関を通じたデータ取得を促進する。

(3) まちかど健診等(特定健診)の実施【被扶養者への働きかけ】

買い物ついでに気軽に特定健診を受けていただけるよう、ショッピングセンター等を会場に集団健診(まちかど健診)を実施し、実施率の向上を図る。令和6年度は10月下旬から12月下旬にかけて、10会場で合計12回実施する計画。

さらに、今年度は年明け頃に小規模のまちかど健診も実施する計画。

➤ 令和6年度重点的に取組む事項について(保健グループ)

2. 保健指導関係

【取組内容】

(1) 特定保健指導実施率向上の取り組み【事業所・被保険者への働きかけ】

健診と保健指導を一貫して受けるメリットを説明し、健診当日の初回面談実施を推進する。

また、保健指導の利用機会を確保するため、情報通信技術を活用した保健指導を拡充する。

(2) 特定保健指導中断率減少に向けた取り組み【特保実施機関への働きかけ】

特定保健指導の中断率が平均値を上回る実施機関について、ヒアリングや意見交換を実施し、実施機関と協会けんぽで協働して対策を検討する。

(3) まちかど特定保健指導等の実施【被扶養者への働きかけ】

上記の「まちかど健診」で特定保健指導の対象者に該当された方については、約1か月後に同じ会場で「まちかど特定保健指導」を実施する。また、公共施設等の活用や複数回の案内により初回面談につなげられるよう注力する。

(4) 重症化予防事業【被保険者への働きかけ】

生活習慣病予防健診の結果、血圧・血糖・LDLコレステロールの値で要治療と判断されたが、医療機関に受診していない方に対し、文書、電話等による受診勧奨を実施する。糖尿病性腎症重症化予防事業については、包括協定締結市町村へ委託できるよう調整する。

➤ 令和6年度重点的に取り組む事項について（企画総務グループ）

1. コラボヘルスの推進

【取組内容】

健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、事業主等が主体となって健康づくりに取り組む事業所を支援する「うちなー健康経営宣言」事業を展開し、宣言事業所への健康サポートを行うことにより、事業主等の健康づくり意識の醸成、加入者の健康増進の向上を図ることを基本に以下の取組を推進する。

（1）事業所で取り組む禁煙サポート事業の実施

（沖縄県薬剤師会、沖縄県保健医療福祉事業団、協会けんぽ3者連携による事業所支援）

令和6年度は下記のとおり、事業のブラッシュアップを図り更なる成果を目指していく。

主な見直し内容

- ①事業所直接勧奨方式に加えて公募を開始（参加者増）
- ②禁煙パッチ無償提供を2週間分から4週間分に増額（参加者増・卒煙率向上）
- ③事業所担当者が事業説明用動画を視聴し、担当者の役割を理解したうえで参加者を支援（卒煙率向上）
- ④初回面談指導日予約を事業所担当者が行うことで、担当者の事業関与度を向上（卒煙率向上）
- ⑤支援薬局が終了面談を行うことで（面談5回⇒6回）参加者の禁煙の継続や再チャレンジの促進（事業効果継続）
- ⑥参加対象者の拡大

協会けんぽ沖縄支部加入の被保険者に加え、「うちなー健康経営宣言事業所」に勤務する者

（正社員、出向社員、パート社員など）と配偶者⇒当該事業所の健康づくり担当者が支援できることが前提）

（2）健康保険委員の活動強化

健康づくりのための情報発信や健康保険に関する手続きを行う等、事業所と協会けんぽの架け橋としての役割を担う「健康保険委員」の活動を強化していくため、健康保険委員未設置事業所を対象に、文書や訪問による委嘱勧奨を実施する。また、健康宣言事業に関する好事例集の発行、健康づくりや健康保険制度に関するYoutubeを活用した研修会を開催し、健康保険委員の活動を強化することで、コラボヘルスの推進につなげる。

➤ 令和6年度重点的に取組む事項について（企画総務グループ）

2. 広報の取組強化

【取組内容】

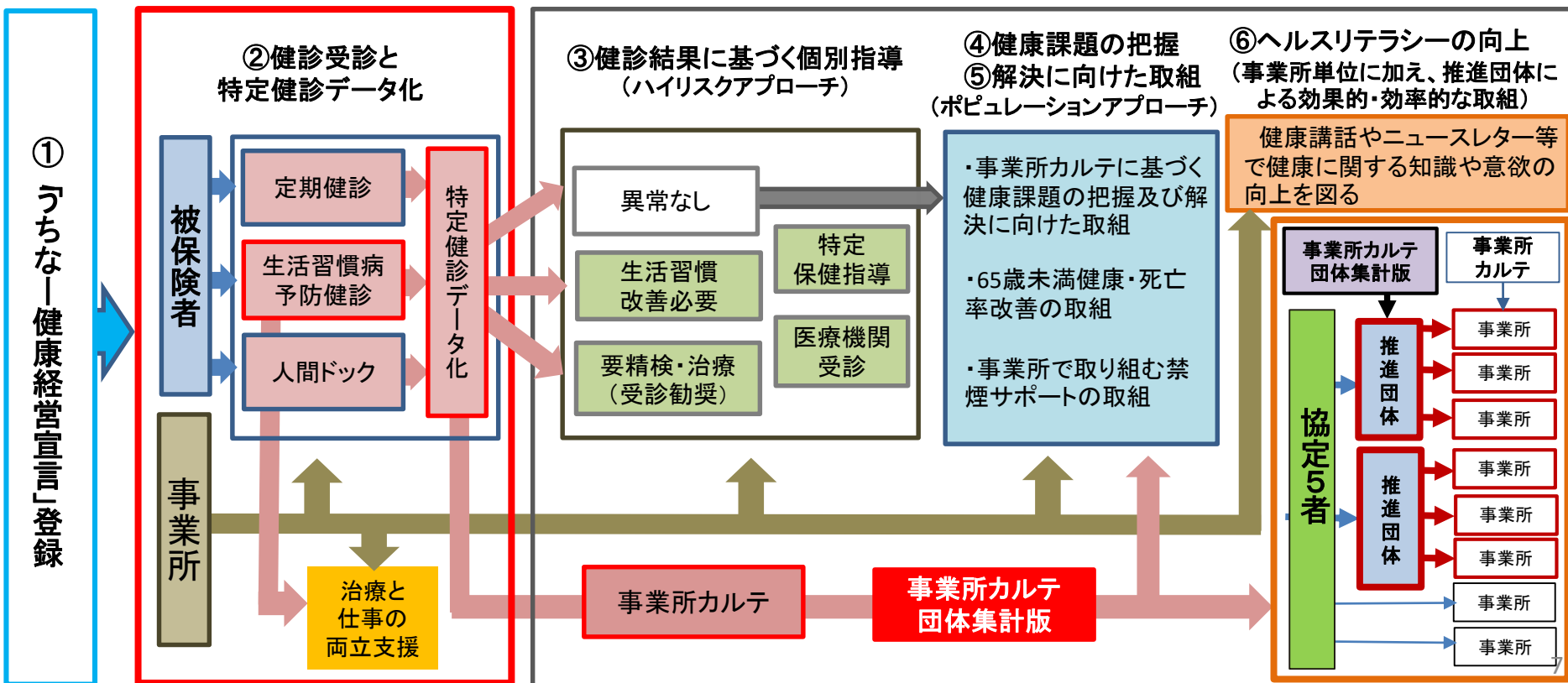
保険者機能を発揮して将来にわたり協会事業を円滑に実施していくためには、協会の取組に対する加入者や事業主のより一層の理解を深めることが重要となるため、令和6年度は、集中的に広報すべきテーマを設定して広報を実施する。

(1) マイナ保険証利用促進に向けた広報

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、関係法令に基づき、本年の12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することになるが、マイナ保険証の利用状況は令和5年12月で4.29%と低調であり、更なる利用促進を図ることが喫緊の課題となっている。こうした状況を踏まえ、事業主・加入者に対して、あらゆる機会をとらえたマイナ保険証の利用促進のための広報を実施する。

(2) 健診受診と健診結果に応じた行動の重要性の周知に向けた広報

「毎年、確実に健診を受診し、健診結果に応じた行動（特定保健指導の利用や医療機関への早期受診）をとることの重要性」の周知をこれまでも行ってきたが、特定健診に係る国目標は達成に近づいているものの、特定保健指導実施率に係る国の目標と実績に乖離があるため、加入者・事業主へ「健診受診後、健診結果に応じた行動をとることの重要性」をより強化して周知する。



令和6年度KPI一覧

※「支部ごとに設定」したKPIについては赤字で表記

【基盤的保険者機能の盤石化】

具体的施策	令和6年度 KPI	令和5年度 KPI
1. サービス水準の向上	① サービス標準の達成状況を <u>100%</u> とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>対前年度以上</u> とする	① <u>100%</u> ② <u>96.0%</u>
2. 現金給付等の適正化の推進	※KPIは削除	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 の施術の申請の割合について対前年度以下とする
3. レセプト点検の精度向上	① 協会のレセプト点検の査定率について <u>対前年度以上</u> とする ② 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を <u>対前年度以上</u> とする	① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について <u>対前年度以上</u> とする ② 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を <u>対前年度以上</u> とする
4. 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	① 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を <u>対前年度以上</u> とする ② 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を <u>対前年度以上</u> とする	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を <u>対前年度以上</u> とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を <u>対前年度以上</u> とする
5. 被扶養者資格の再確認の徹底	※KPIは削除	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率が94.0%以上とする

【保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備】

具体的施策	令和6年度 KPI	令和5年度 KPI
1. 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <u>15%以下</u> とする	<u>20%以下</u>

【戦略的保険者機能の一層の発揮】

具体的施策	令和6年度 KPI	令和5年度 KPI
1. 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診実施率を <u>68.2%以上</u> とする ② 事業者健診データ取得率を <u>7.0%以上</u> とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を <u>31.1%以上</u> とする	① <u>70.0%以上</u> ② <u>7.5%以上</u> ③ <u>31.0%以上</u>
2. 特定保健指導実施率及び質の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>35.6%以上</u> とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>16.5%以上</u> とする	① <u>40.7%以上</u> ② <u>18.0%以上</u>
3. 重症化予防対策の推進	健診受診月から <u>10か月以内</u> に医療機関を受診した者の割合を <u>対前年度以上</u> とする	受診勧奨後 <u>3か月以内</u> に医療機関を受診した者の割合を <u>13.1%以上</u> とする
4. コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を <u>1,750事業所以上</u> とする	<u>1,400事業所以上</u>
5. 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	① 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>47.9%以上</u> とする ② 健康保険委員委嘱事業所数を <u>対前年度以上</u> とする	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>48.9%以上</u> とする
6. ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で <u>対前年度末以上</u> とする	同左
7. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	※KPIは削除	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する